

# 院内感染対策指針

## 1 院内感染対策指針

- ・患者の安全を最優先し院内感染症の発生の防止を積極的に行い、感染症が発生した場合には速やかに終息を図ることは安全・安心な医療に重要なものである。
- ・全職員が院内感染対策・感染防止の重要性を認識し、マニュアルを把握し実施して安全・安心の医療・看護を提供できるようにする。

## 2 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染とは

- ・医療施設において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症を指す。
- ・医療従事者等が医療施設内において感染した感染症のことである。
- ・院内感染は人から人へ直接、または医療器具等を媒介して発生する。特に、免疫力の低下した患者・未熟児・老人等の易感染患者は通常の病原微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても感染を起こす可能性がある。
- ・このため、院内感染防止対策は医療従事者が個々に対策を行うのではなく、医療施設全体として対策に取り組むことが必要である。

## 3 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院内感染防止を推進するため以下の組織を設置する

(1)院内感染対策委員会（ICC：infection control committee）

- ・この委員会は院内感染の防止とその対策を遂行し、衛生管理の万全を期することを目的とする。
- ・委員は院長のほか、次に掲げる部門の責任者とする。  
看護部（看護部長・看護師長・看護師・看護補助者）  
薬剤部  
放射線科  
栄養科  
医事課
- ・委員でやむを得ず欠席をする場合は、代理者を出席させることができる。
- ・委員会に委員長及び副委員長をおく。
- ・委員長は院長が指名する。
- ・1か月に1回定期的に会議を行う。また、緊急時は院長もしくは委員長の決定により開催する。
- ・議事録は記録保管する。
- ・委員会は次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 院内感染の調査及び予防に関すること。
- (2) 院内感染マニュアルに関すること。
- (3) 院内感染の知識の啓蒙に関すること。
- (4) 院内感染対策の推進のために必要な事項に関すること。

#### 4 感染対策チーム (ICT : infection control team)

- ・ ICC のメンバーは次に掲げる職種の者により構成

医師

看護師

薬剤師

放射線技師

- ・ 院内ラウンド、感染対策の実施状況を確認し指導と助言を行い、感染拡大の予防を目的とする。
- ・ 委員会が ICC の役割を担い、院内感染防止における諸対策の実施と推進を行う。
- ・ アウトブレイクした場合、院内感染対策委員会 (ICC) が原因の特定と対策に当たる。
- ・ 日常業務化された改善策の実施状況を調査し、必要に応じて見直しする。
- ・ 実施された対策や介入の効果に対する評価を定期的に行い、評価結果を記録・分析し、必要な場合はさらなる改善策を勧告する。

#### 5 院内感染防止のための職員研修に関する基本方針

- ・ 就職時に新人オリエンテーションで院内感染対策に関する研修を行う。
- ・ 全職員を対象に院内感染防止策についての研修を年 2 回実施し、個々の職員の院内感染に対する意識を高め業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図っていく。

#### 6 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ・ 院内感染対策委員会において感染症の発生状況の報告を月単位で行う。
- ・ 病棟・外来の委員は MRSA・CRE・PRSP・MDRP・VRE・ESBLs 産生菌及びその他の多剤耐性菌・血液培養陽性例等の発生状況の集計を委員会に報告する。
- ・ MRSA・CRE・PRSP・MDRP・VRE 及びその他の薬剤耐性菌・疥癬・結核による感染症が発生した場合は緊急感染情報を各部署に配布し、2 階ナースステーションに掲示。

#### 7 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・ 院内感染をきたす可能性の高い細菌を検出した場合、直ちに院内感染管理者・主治医・看護師長と協議し、緊急感染情報を各部署に配布する。
- ・ 院内感染の規模が大きく深刻なものである場合は院長を本部長とする感染対策本部を設置し、保健所と連携して緊急対策を講ずる。

## 8 患者等に対する情報提供に関する基本方針

- ・本院の院内感染防止についての情報を患者等と共有するために指針及び院内感染予防マニュアルを病院内及びホームページに掲示するとともに、患者や家族等から本院の院内感染対策指針の閲覧の希望がある場合はこれに応じる。
- ・患者及びその家族に疾病の説明とともに感染防止の意義及び基本手技（手洗い・マスク使用等）についても説明し、理解を得たうえで協力を求める。

## 9 その他院内感染対策推進のための必要な基本指針

- ・院内感染防止対策マニュアルは文書ファイルを各部署に配布する。
- ・全職員に対しインフルエンザワクチン接種を推奨する。
- ・結核に関しては年1回、胸部X線撮影を実施する。

付則 この指針は平成19年4月1日より施行する。

平成25年7月1日	改訂
平成26年6月1日	改訂
平成28年3月7日	改訂
平成28年11月7日	改訂
平成30年10月1日	改訂
令和元年8月1日	改訂
令和2年1月6日	改訂
令和3年6月1日	改訂
令和4年9月1日	改訂
令和5年10月1日	更新
令和6年6月1日	更新

医療法人仁藍会 森山病院